

# 建築物・**工作物**の解体・改修工事前には 有資格者による**アスベスト**の **事前調査**が必要です！

令和8年1月1日以降に着工する、**工作物**の解体・改修工事を行う前には、  
有資格者によるアスベストの事前調査の実施が義務となります。

(※このリーフレットでは主に「工作物」について解説します。建築物については、「工事業者編」をご覧ください。)

## 事前調査とは

解体・改修工事を行う**建築物・工作物**にアスベスト含有建材の使用の有無を  
確認するための調査です。

**建築時期・規模・用途を問わず、全ての建築物・工作物**の解体・改修工事※  
を行う際は、原則、事前調査を行う必要があります。

※建築物・工作物の解体等工事を業者等に依頼しないで、自ら施工する場合も含まれます。

- 設計図書等の書面調査と現地での目視調査の両方を行う必要があります。
- それでも明らかにならなかった場合、分析による調査を行うか、使用しているものと  
みなすこととなります。(工事の際、飛散防止対策を講じる必要があります。)



## 工作物とは

- 「建築物」以外のもので、**土地、建築物又は工作物に設置されているものや設置されていたもの**

例：煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント、建築物内に  
設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター、製造や発電等に  
関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備、これらを接続する配管の設備等



ボイラー



プラント配管



貯蔵設備



変電設備

環境省・厚生労働省パンフレット「令和8年（2026年）1月1日以降着工の工事から、一部の工作物の石綿事前調査には資格取得が必要になります！」から一部引用

## 資格取得に向けて

- 資格を取得するためには、登録講習機関が実施する講習を受講し修了する必要があります。
- 講習の詳細や最新の登録講習機関情報は、厚生労働省のウェブサイトからご確認ください。

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>



# 事前調査を行う者

- 事前調査は元請業者または自主施工者が行います。
- **令和8年1月1日以降着工の工作物の解体・改修工事を行う前には、以下に該当する有資格者による事前調査を行うことが義務となります！**

区分	対象工作物	事前調査の資格者
特定工作物※	調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物 1：反応槽 2：加熱炉 3：ボイラー及び圧力容器 4：配管設備 5：焼却設備 7：貯蔵設備 8：発電設備 9：変電設備 10：配電設備 11：送電設備	<b>工作物石綿事前調査者</b>
	建築物一体設備等 6：煙突 12：トンネルの天井板 13：プラットホームの上家 14：遮音壁 15：軽量盛土保護パネル 16：鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 17：観光用エレベーターの昇降路の囲い	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>工作物石綿事前調査者</b></li> <li>● 一般建築物石綿含有建材調査者</li> <li>● 特定建築物石綿含有建材調査者</li> <li>● 2023年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者</li> </ul>
	特定工作物以外の工作物（塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業を伴う場合に限る）	
	上記以外の工作物	（規定なし）

※特定工作物：特定建築材料が使用されているおそれの大きいものとして環境大臣が定める工作物（令和2年10月環境省告示第77号）番号は、告示の号番号

## 特定工作物の事前調査結果の行政への報告

- **特定工作物の解体・改修工事では、請負金額の合計が100万円以上の場合、アスベスト含有建材の有無にかかわらず、事前調査結果の都道府県等への報告が必須です！**
- 事前調査結果の報告は原則として、国の**石綿事前調査結果報告システム**で行います。

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

作業を行う場所（工事現場）	報告先自治体
23区	各区役所
八王子市	八王子市環境部環境保全課
市（八王子市を除く。）	東京都多摩環境事務所環境改善課※
多摩地域の町村	東京都多摩環境事務所環境改善課
島しょ地域の町村	東京都環境局環境改善部大気保全課



※建築物の場合とは異なります。

## 作業基準など、工事での規制の詳細は・・・

アスベスト情報サイトから  
動画をチェック！

東京都 アスベスト

検索

東京都アスベスト情報サイト

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air\\_pollution/emission\\_control/asbestos/](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air_pollution/emission_control/asbestos/)



問い合わせ先

■ 東京都環境局環境改善部 大気保全課

〒163-8001  
新宿区西新宿2-8-1  
都庁第二本庁舎20階  
TEL 03-5388-3493（直通）

■ 東京都多摩環境事務所 環境改善課

〒190-0022  
立川市錦町4-6-3  
東京都立川合同庁舎3階  
TEL 042-595-8795（直通）

令和7年度  
登録番号第51号



東京都環境局  
Bureau of Environment



リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷物の紙へ  
リサイクルできます。

